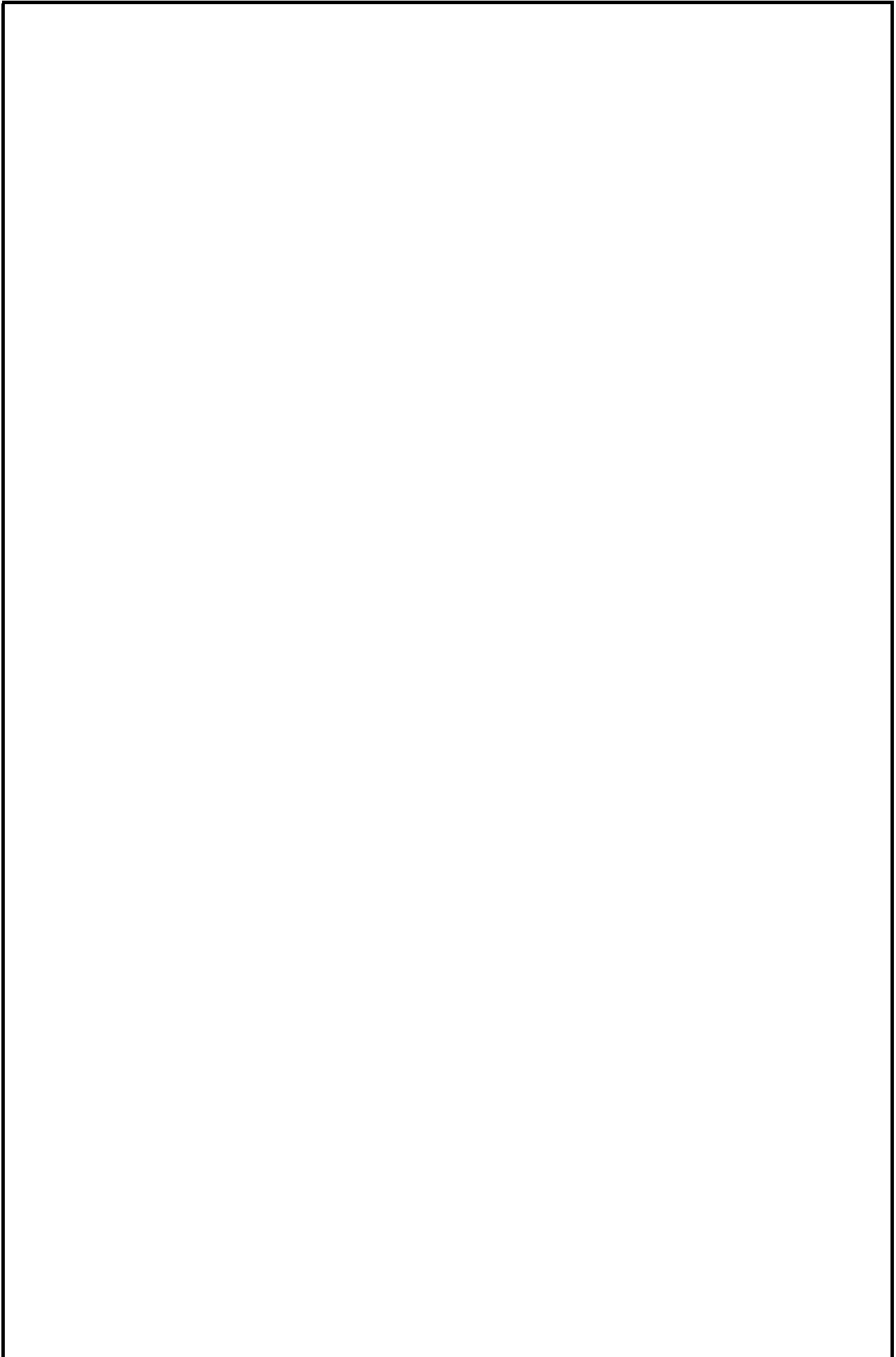


青梅市地域防災計画

(令和3年度修正)

第1部 総則

青梅市防災会議



目 次

第1部 総 則.....	1
第1章 地域防災計画の概要.....	2
第1節 計画の目的および前提.....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の前提.....	2
第2節 計画の位置づけおよび構成.....	2
1 計画の位置づけ.....	2
2 計画の構成.....	3
第3節 計画の習熟.....	3
第4節 計画の修正.....	3
第2章 青梅市の概況.....	4
第1節 青梅市の自然環境.....	4
1 位置、面積.....	4
2 青梅市の地形・地質.....	4
3 断層.....	6
4 気候.....	7
第2節 青梅市の社会環境.....	8
1 人口および世帯.....	8
2 災害時に支援を要する住民の状況.....	10
第3節 青梅市の既往災害.....	12
1 地震.....	12
2 風水害.....	13
第4節 市の災害特性.....	15
第3章 被害想定.....	16
第1節 地震.....	16
1 首都直下地震等による東京の被害想定の概要.....	16
2 立川断層帯による地震が発生した場合の被害状況.....	18
3 南海トラフ地震による東京の被害想定概要.....	21
第2節 風水害等.....	22
1 水害、土砂災害.....	22
2 火災.....	23
第3節 東海地震.....	24
第4節 大規模事故災害.....	24
第5節 放射性物質対策.....	24
1 放射性物質対策の背景.....	24
2 放射性物質拡散の影響.....	24
第6節 火山災害.....	25
1 火山災害対策の背景.....	25
2 降灰による被害.....	25

第7節 他地域災害発生時の支援活動計画.....	25
第4章 青梅市地域防災計画の方向性.....	26
第1節 計画の基本理念.....	26
1 第6次青梅市総合長期計画の考え方.....	26
2 災害に応じた計画設計.....	27
3 青梅市地域防災計画の基本理念.....	27
第2節 減災目標.....	28
第3節 各種施策の概要.....	32
1 基本的責務と役割.....	32
2 市民と地域の防災力の向上.....	32
3 安全なまちづくりの実現.....	32
4 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保.....	32
5 災害活動体制の充実.....	32
6 災害情報収集伝達体制の確保.....	32
7 医療救護対策.....	32
8 帰宅困難者対策.....	33
9 避難者対策.....	33
10 備蓄・供給・輸送対策.....	33
11 生活再建対策.....	33
第4節 計画の全体像.....	34
第5節 時間軸による施策展開の概要.....	36
1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動.....	36
2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動.....	36
3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動.....	36

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的および前提

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、市の地域にかかる災害対策について、国の防災基本計画および東京都地域防災計画にもとづき、必要な事項を定め、市ならびに都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等（以降、「防災関係機関」という）、市民および事業者が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、市域にかかる災害予防、災害応急および災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護、郷土の保全、都市機能の維持を図ることを目的としている。

2 計画の前提

(1) 国・東京都の動向、市民等の意見の反映

この計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画、東京都が平成24年度に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」および「東京都地域防災計画」、その他、様々な機関において分析された阪神・淡路大震災、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、また、近年の社会経済情勢の変化や市民・市議会の提言などを踏まえ、策定した。

(2) 自助・共助・公助の連携による減災の観点

それぞれが果たすべき役割を明確にし、連携して、予防・応急・復旧の総合的な防災対策を推進することで、災害による被害を最小限に防ぐ減災の観点を取り入れた。

(3) 女性、高齢者、障害者等への配慮

東日本大震災において、被災者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、被災者の視点に立って、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子ども、外国人などに対して配慮し、計画を策定した。

(4) 男女双方の視点に配慮

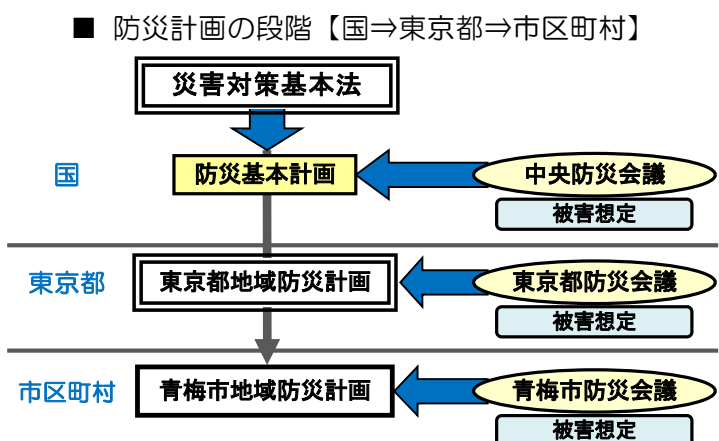
災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の位置づけおよび構成

1 計画の位置づけ

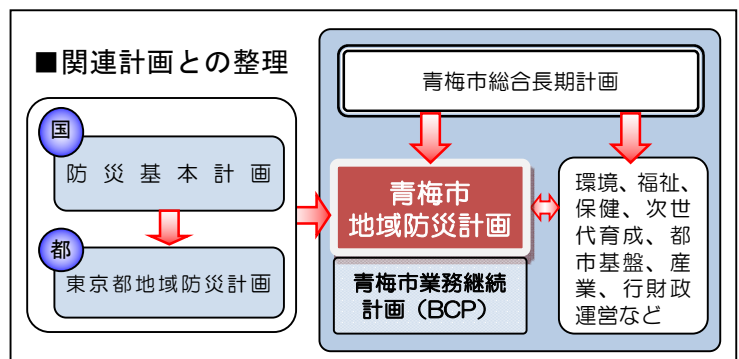
国が災害対策基本法にもとづき防災基本計画を策定し、都が東京都地域防災計画を、各市区町村がそれぞれの地域防災計画を策定している。

さらに、都は、東日本大震災を始めとした過去の災害を踏まえ、新たに被害想定を行い、地域防災計画を修正し、国や市区町村、関係機関や都民・事業者等と連携を図りながら、防災対策を進めている。



災害対策においては、国や都との連携が重要となるため、国の防災基本計画や東京都地域防災計画との整合性を図る。

また、市の上位計画である第6次青梅市総合長期計画においては、「安全で安心して暮らせるまち」が基本理念として示されている。この理念にもとづき、市の関連する計画との整合を図るものとする。さらに、この計画は、「青梅市業務継続計画」と連動するものである。



資料編 1-1-1 「青梅市防災会議条例」 1-1-2 「青梅市災害対策本部条例」

2 計画の構成

構成と主な内容は、次のとおりである。

■ 計画全体の構成

構成		主な内容
第1部	総則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の目的、市の概要、災害特性、被害想定 ○ 計画の理念、減災目標および減災に向けた市の取組の総括
第2部	震災編	[施策ごとに予防・応急・復旧対策を一連化] 【予防対策】 市および防災関係機関、市民、事業者等が行う予防対策 【応急対策】 災害発生後にとるべき応急対策 【復旧対策】 復旧対策、災害救助法の適用
第3部	風水害編	
第4部	災害復興計画編	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策
第5部	大規模災害・事故等対応計画編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 ○ 大規模事故等の応急対応計画 ○ 放射性物質対策応急対応計画 ○ 火山噴火灰応急対応計画 ○ 他地域災害発生時の支援活動計画

第3節 計画の習熟

市および防災関係機関ならびに市民・事業所等は、平素から訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めるものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正する。このため、防災関係機関等は、その所掌する事項について修正を必要とする場合は、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を提出するものとする。

第2章 青梅市の概況

第1節 青梅市の自然環境

1 位置、面積

青梅市は、東京都の北西部、都心から40～60kmに位置する西多摩地域の拠点都市である。北は埼玉県飯能市、南はあきる野市と西多摩郡日の出町、東は羽村市、西多摩郡瑞穂町および埼玉県入間市、西は西多摩郡奥多摩町に隣接している。

市域の面積は、103.31 km²であり、東京都全面積約2,190.75 km²の約4.7%を占める。

2 青梅市の地形・地質

市の地形は、北部から西部にかけての山地と、北東部および南東部の丘陵地、その丘陵地に挟まれた台地および中小河川沿いの段丘・沖積低地に大別される。

また、市域のほぼ中央を北西から南東方向に流れる多摩川に沿って、河岸段丘が分布する。多摩川以外の主な河川としては、いずれも荒川水系に属する成木川、黒沢川および霞川があり、本市の北東部へと流下している。

地質も西部・北部と東部では大きく異なっており、地形は、その地質と密接に関係している。

(1) 山地

市の西部・北部は関東山地に属する山地部で、多摩川をはさんで北部の高水一鷹ノ巣山塊と、南部の御岳一三室山塊がある。高水一鷹ノ巣山塊は、標高842mの黒山を最高点として、400～800mの山が連なり、御岳一三室山塊は、市内の最高峰である鍋割山（標高1,084m）など、900～1,200mの山が連なっている。

市の山地には中生代の硬い地層が分布し、層内には石灰岩やチャートなどが挟まっている。段丘面や緩斜面には、ところにより薄く段丘礫層や関東ローム層が覆っている。

(2) 丘陵地

市の丘陵地は、関東山地と武蔵野台地に挟まれた地域に分布する。市域には北から南へ、成木丘陵、富岡丘陵、加治丘陵、草花丘陵が分布している。これらの丘陵地の地層は、新生代第三紀に形成された飯能層である。

各丘陵の山頂部には広く緩斜面が分布しているが、これは、浸食前線が山頂まで到達していないためと思われる。これらの緩斜面の周囲では、下方から河川による浸食が進むと斜面崩壊を起こす危険があり、特に豪雨時には注意が必要である。

(3) 洪積台地

市東部の多摩川と霞川に挟まれて広大な平坦地は武蔵野台地と呼ばれている。その標高はJR青梅線東青梅駅前で約190m、河辺駅北口で約180m、新町・桜株で約166mと緩やかに西から東に傾斜している。また、東青梅の霞川に架かる山城橋の南から、新町の御嶽神社や都農林総合研究センター青梅庁舎（旧畜産試験場）の北を通り、瑞穂町・埼玉県入間市との行政境にかけてなだらかな崖（段丘崖）が東西に走っている。

武蔵野台地は、上位から金子台面、藤橋面、新町面、青梅面、拝島面と呼ばれる5段の層序の関東ローム層で、その下位に沖積段丘がある。

また、成木川や黒沢川に沿っても洪積台地が分布しているが、いずれも、多摩川に沿う台地に比べて分布範囲は狭い。

■ 洪積台地区分

段丘面	形成年代	地区	備考
金子台面	12～10万年前	大門、藤橋・今井	下末吉面相当
藤橋面	8～6万年前	藤橋・今井	武蔵野面相当
新町面	約1万6千年前	大門、東青梅、新町、河辺、藤橋・今井	立川面相当
青梅面	約1万4千年前	青梅	
拝島面	約1万年前	長淵	

(4) 沖積段丘

沖積段丘は、最終氷期（約1万年前）以降の海水準上昇期に河床沿いに堆積した砂礫層が、その後の海水準低下による河床面の低下により削られて段丘化したものである。

多摩川に沿っては、上流の沢井地区から下流の河辺地区に至るまで分布する。

黒沢川流域の小曾木地区および成木川流域の成木地区の山地内の谷底平野では、土石流により堆積した砂礫が掃き流されずに段丘化したものが分布する。

(5) 沖積低地

霞川に沿っては、北側の加治丘陵と南側の武蔵野台地との間に狭長な沖積低地が分布している。沖積低地は、主として未固結の砂や泥からなる軟弱な沖積層で構成されている。

沖積層の層厚は、根ヶ布の給食センターで約11.5m、東青梅の市立第四小学校で約3m、市営大門第六住宅で約2m、藤橋の水田地帯で2m前後、今井1丁目で約1.5m前後となっている。この沖積層は、最近の数千年間に霞川の氾濫によって堆積したものである。したがって、洪水時には冠水および浸水する可能性がある。

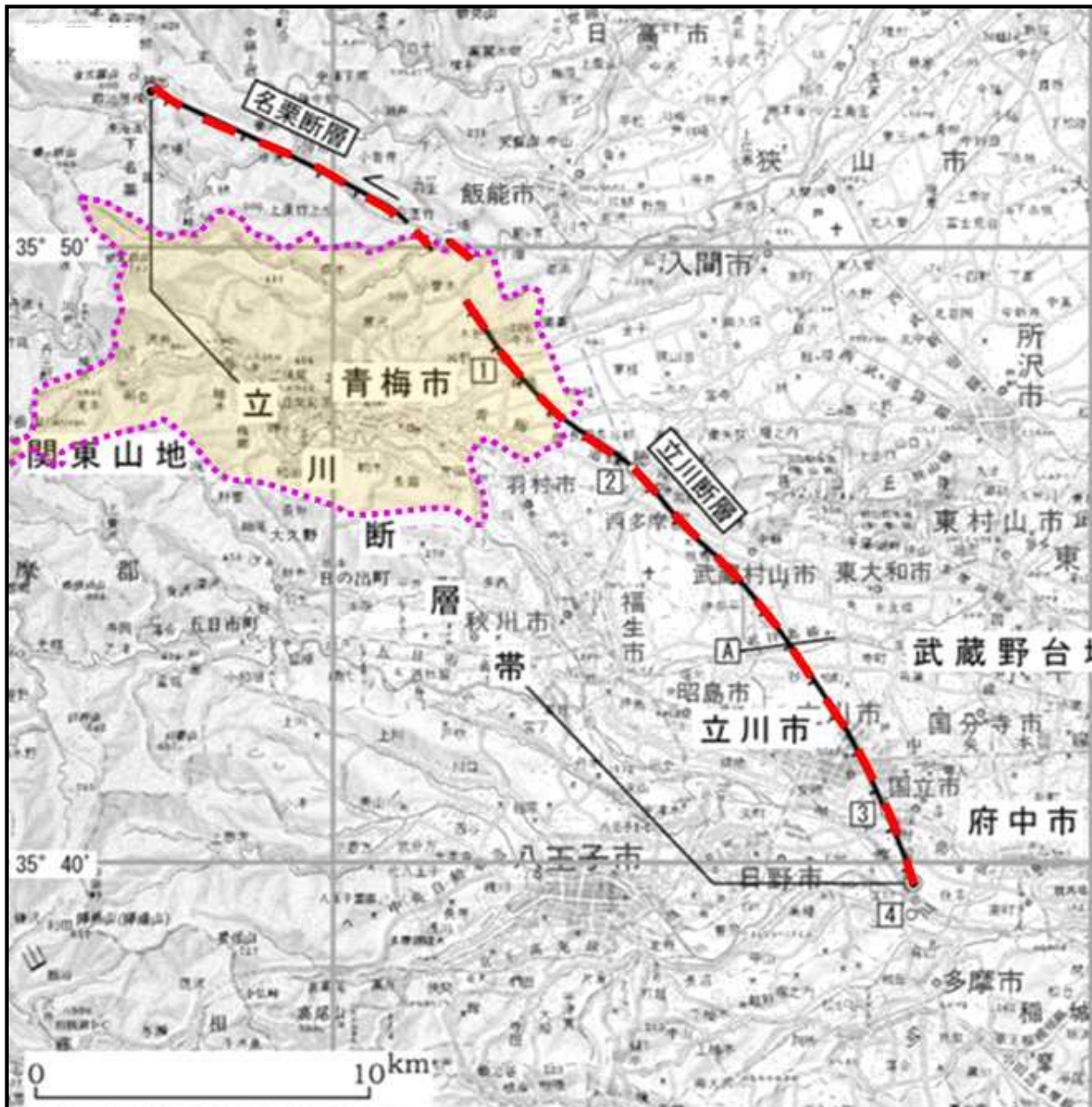
3 断層

本市では、埼玉県飯能市から青梅市、立川市を経て府中市に至る名栗断層と立川断層から構成されている立川断層帯が活断層として確認されている。

全体として長さは約33kmで、概ね北西－南東方向に延びており、小曾木、藤橋、今井を横切っている。

また、市内および周辺地域では、北小曾木断層、武蔵五日市断層などがあるが、活断層としては認められていない。

■立川断層帯



資料：「地震調査研究推進本部」資料

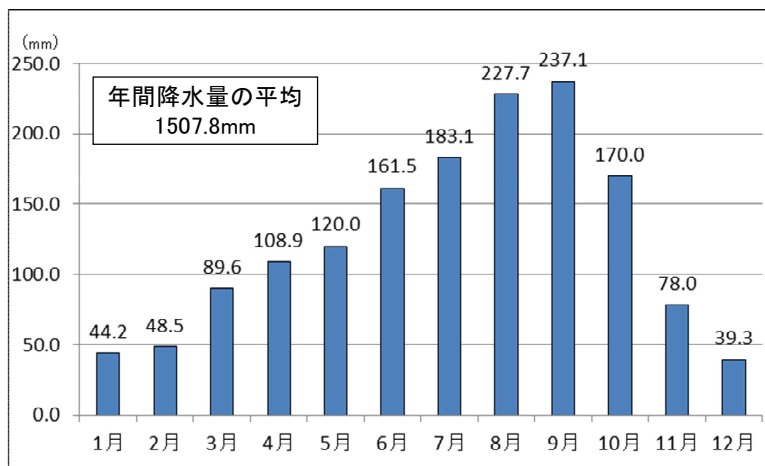
4 気候

(1) 降水量

1981（昭和56）年～2010（平成22）年までの30年間の平均値をみると、年間降水量の平均は約1,508mmとなり、8月・9月に集中し、12月から2月は少ない。10年間毎の年間降水量の平均値をみると、降水量は増加しており、2001（平成13）年～2010（平成22）年では約1,566mmとなっている。

また、土砂災害や冠水被害が発生するような時間降雨量概ね50mm以上の記録は、40年間で9回発生している。

■1981年～2010年までの月毎の平均降水量



■10年間毎の年間降水量の平均値

統計期間	降水量(mm)
1981-1990	1419.6
1991-2000	1538.0
2001-2010	1,565.7

■日および時間降水量記録
(1976.1.1～2016.12)

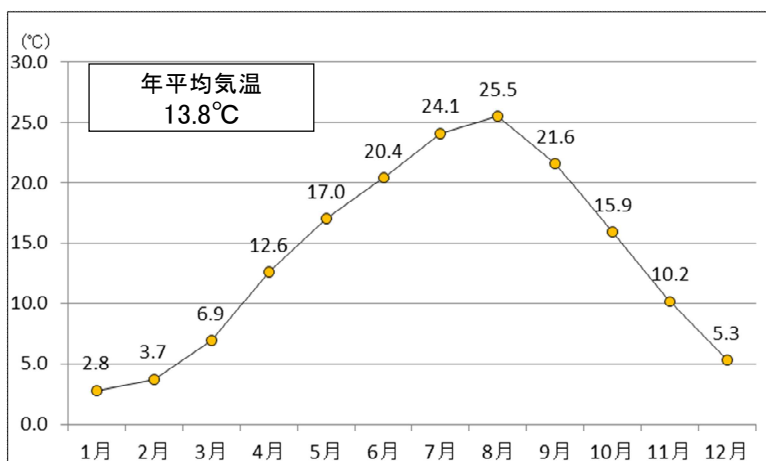
	日降水量 (mm)	日最大1時間 降水量 (mm)
1位	274 (1999/8/14)	107.5 (2016/8/22)
2位	264.5 (2016/8/22)	86 (1992/7/24)
3位	228 (1982/9/12)	64 (1981/7/21)
4位	213.5 (2014/6/6)	63 (1999/8/24)
5位	202.5 (2015/7/16)	59 (1992/7/15)
6位	200 (2011/7/19)	57 (1992/6/20)
7位	199 (1982/8/1)	56 (2010/7/5)
8位	195 (1990/9/30)	55 (2008/8/28)
9位	192 (2002/8/19)	54 (1986/9/13)
10位	189 (1998/8/28)	49 (2003/8/8)

資料: 気象庁(観測地点: 青梅市新町)

(2) 気温

1981（昭和56）年～2010（平成22）年までの年平均気温は13.8℃となり、7月・8月が高く、1月・2月が低い。10年間毎の年平均気温をみると、気温は上昇しており、2001（平成13）年～2010（平成22）年では14.3℃となっている。

■1981年～2010年までの月毎の平均気温



■10年間毎の年平均気温

統計期間	平均気温(°C)
1981-1990	13.2
1991-2000	14.0
2001-2010	14.3

資料: 気象庁(青梅観測所)

第2節 青梅市の社会環境

1 人口および世帯

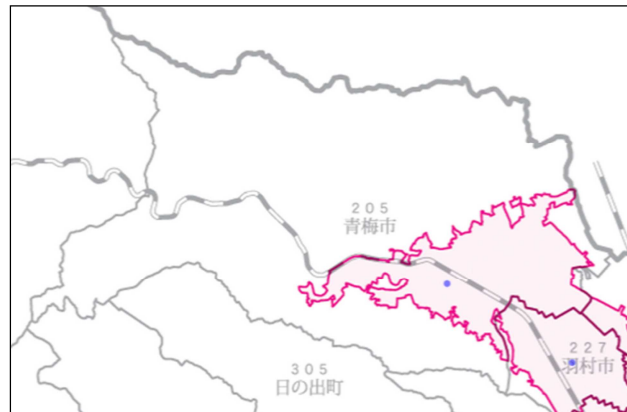
(1) 地区別人口

青梅市の人口は、平成30年1月1日現在、135,248人となり、5年前よりも減少しているが、地区別にみると、新町地区および大門地区では増加している。また、市人口の8割近くが東部の人口集中地区に集中している。

地区別の年齢構成をみると、大門地区、新町地区、河辺地区では高齢化率が低いが、小曾木地区や成木地区などでは高齢化率が4割強に上り、地域の差異が広がっている。

このように、人口が集中している東部地域では避難や備蓄品など、大規模災害発生時にはさまざまな混乱が生じる可能性があるとともに、地域コミュニティの災害対応力なども懸念される。一方、主に丘陵地、山地から成る西部・北部は、人口減少や高齢化が進んでいるため、避難の際の孤立化防止対策や災害時要配慮者への配慮について検討していく必要があるなど、災害対策に当たっては、地域の特性を十分に踏まえていかなければならない。

■人口集中(DID)地区 平成27年国勢調査



■地区別の人口

	住民基本台帳人口(各年1月1日現在)									国勢調査人口			
	H25年	H30	年少人口		生産年齢		高齢人口		地区別	H27年10月1日現在			
			14歳以下		15~64歳		65歳以上			計	人口集中(DID)地区		
	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(%)	(人)	(人)	(%)	地区別
	(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/a)	(d)	(d/a)	(%)	(e)	(f)	(f/e)	(%)	
青 梅	11,516	10,788	943	8.7	6,160	57.1	3,685	34.2	8.0	10,911	9,881	90.6	9.2
長 淵	21,944	20,796	2,258	10.9	12,170	58.5	6,368	30.6	15.4	21,331	18,793	88.1	17.5
大 門	20,577	21,261	3,021	14.2	13,064	61.4	5,176	24.3	15.7	21,106	18,578	88.0	17.3
梅 郷	11,021	10,474	1,099	10.5	5,894	56.3	3,481	33.2	7.7	10,397	3,009	28.9	2.8
沢 井	3,737	3,451	271	7.9	1,817	52.7	1,363	39.5	2.5	3,421			
小曾木	4,336	3,746	215	6.1	1,662	44.4	1,869	49.9	2.8	4,521			
成 木	2,187	1,758	103	5.7	843	48.0	812	46.2	1.3	2,468			
東青梅	16,221	15,524	1,434	9.2	9,340	60.2	4,750	30.6	11.5	15,357	13,531	88.1	12.6
新 町	19,831	20,649	2,825	13.7	13,782	66.7	4,042	19.6	15.3	20,878	20,188	96.7	18.8
河 辺	16,073	15,574	1,578	10.1	9,749	62.6	4,247	27.3	11.5	15,561	15,555	100.0	14.5
今 井	11,296	11,227	1,399	12.5	6,481	57.7	3,347	29.8	8.3	11,430	7,840	68.6	7.3
合 計	138,739	135,248	15,146	11.2	80,962	59.9	39,140	28.9	100.0	137,381	107,375	78.2	100.0

資料：住民基本台帳、国勢調査

※1. 小数点1位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

※2. 「人口集中(DID)地区」は、国勢調査に関する用語であり、総務省統計局では、「国勢調査の複数の調査区が連担して40人/ha以上の人口密度があり、その連担する地域全体として5000人以上のエリアを指す。」と定義している。

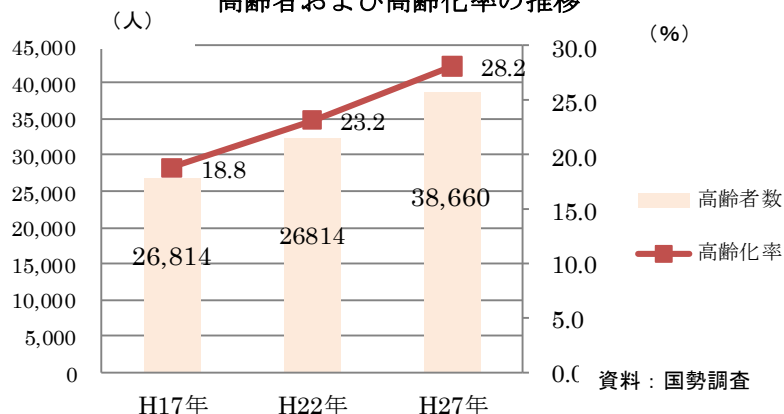
(2) 世帯および人口動態

本市の一般世帯数は増加しており、平成27年は54,196世帯となっている。一般世帯の内訳は、核家族世帯が6割強で、単独世帯と合わせると9割強となり、核家族化・小家族化が進んでいる。

高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯も大きく増加しており、災害時に支援が必要と考えられる。

このような世帯および人口構成の質的変化のため、家庭や地域のつながりを深めながら個人ならびに地域の防災力の向上を図ることが重要となっている。

高齢者および高齢化率の推移



■世帯数の推移

		一般世帯数 ※1	核家族世帯	単独世帯	うち 65 歳以上	(再掲) 高齢夫婦世帯 ※2
H12年	世帯	49,180	31,796	12,308	1,956	2,916
	割合 (%)	100.0	64.7	25.0	4.0	5.9
H17年	世帯	52,090	32,804	14,471	3,172	4,100
	割合 (%)	100.0	63.0	27.8	6.1	7.9
H22年	世帯	52,352	33,386	14,333	3,996	5,385
	割合 (%)	100.0	63.8	27.4	7.6	10.3
H27年	世帯	54,196	33,870	16,166	5,561	6,894
	割合 (%)	100.0	62.5	29.8	10.3	12.7

※1 一般世帯数：核家族世帯、単独世帯、その他の親族世帯、非親族世帯の総数

資料：国勢調査

※2 高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

■人口動態

(単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増加数	転入数	転出数	増減数
H 12年	1,358	1,260	76	5,569	5,676	△107
H 17年	1,083	1,338	△255	5,355	5,148	207
H 22年	907	1,411	△434	4,883	4,262	621
H 27年	786	1,547	△761	4,127	3,939	188

資料：市民課

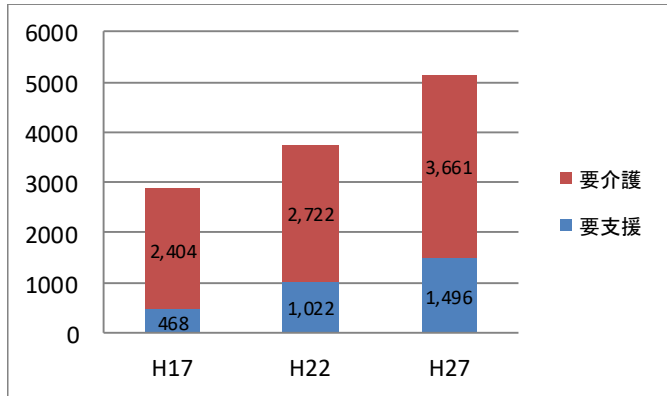
2 災害時に支援を要する住民の状況

(1) 要介護認定者の状況

要介護（要支援）認定者総数は増加し、平成27年度は5,157人となり、総人口の約3.8%となっている。

今後も高齢者数の増加、特に後期高齢者の増加により、要介護（要支援）認定者総数の増加が見込まれており、災害時の支援策の充実が求められる。

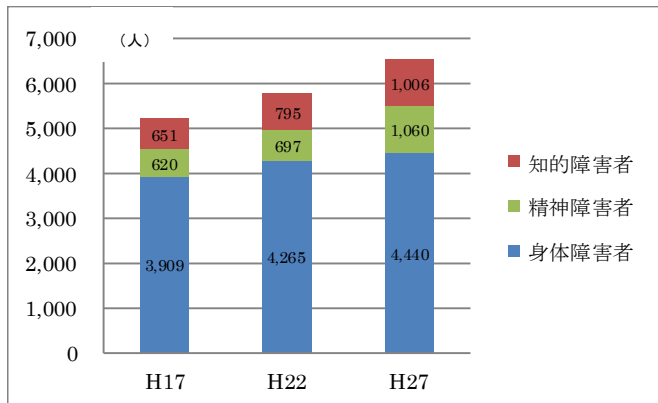
■要介護（要支援）認定者総数の推移（各年9月末現在）



(2) 障害者の状況

平成27年度末現在で、障害者手帳の交付を受けている身体障害者は4,440人、知的障害者は1,006人、精神障害者は1,060人で、合計6,506人となり、平成22年から749人増加している。

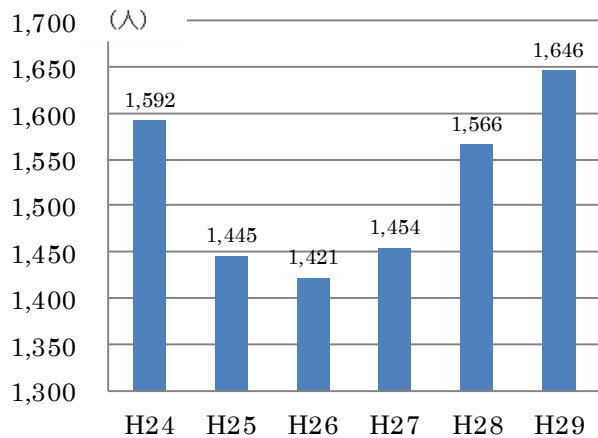
■障害者手帳の所持者数



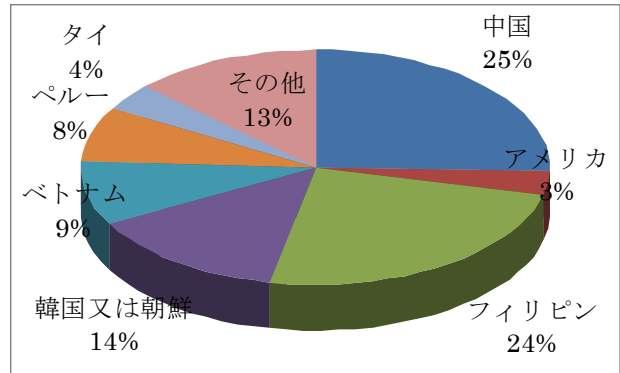
(3) 外国人の状況

外国人人口は、平成29年は前年よりも増加し、1,646人となっている。国別に割合をみると、中国が25%、フィリピンが24%と多く、次いで韓国または朝鮮が14%となっている。また、その他は13%となり、様々な言語や文化、生活習慣が異なる住民が在住している様子が見えてくる。

■外国人人口の推移(各年1月1日現在)



■国別の割合(平成29年1月1日現在)



資料：市民課

第3節 青梅市の既往災害

1 地震

本市では、これまでに地震による大きな被害の発生は確認されていないが、明治40年(1907)年11月22日、平成6(1994)年12月19日に市内を震央とする地震が発生している。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した地震では、福島第一原子力発電所事故によって、放射性物資が広範囲に拡散したことによる対策や計画停電の対応など、本市においても様々な混乱が生じることとなった。

■ 明治以前に東京で被害をもたらしたと考えられる地震

発生年月日	地域(名称)	マグニチュード	主な被害
弘仁9(818)年	北関東	7.5以上	
元慶2(878)年11月1日	(相模・武蔵地震)	7.4	
慶長9(1605)年2月3日	(慶長地震)	7.9前後	南海沖(南海トラフ)単独地震説と南海沖と房総沖の連動地震説などがあり
元和1(1615)年6月26日	(江戸地震)	6.0以上	
正保4(1647)年6月16日	武蔵・相模	6.5	
慶安2(1649)年7月30日	(武蔵・下野地震)	7.1	
元禄16(1703)年12月31日	(元禄(関東)地震)	8.1	
天明2(1782)年8月23日	(天明小田原地震)	7.0	
文化9(1812)年12月7日	武蔵・相模	6.0	
安政2(1855)年11月11日	((安政)江戸地震)	7.0~7.1	

■ 明治以降の主な地震

発生年月日	震 央	マグニチュード	備 考
明治24(1891)年12月24日	山中湖	6.4	
明治25(1892)年6月3日	東京湾北部	6.2	
明治27(1894)年6月20日	東京湾北部	7.0	(明治)東京地震
明治39(1906)年2月24日	東京湾	6.4	
明治40(1907)年11月22日	青梅市西部	6.0	
大正7(1918)年6月26日	上野原・丹沢付近	6.3	
大正11(1922)年4月26日	浦賀水道	6.4	
大正12(1923)年9月1日	関東南部	7.9	関東地震(関東大震災)
大正12(1923)年9月1日	山梨県南東部	6.7	
大正12(1923)年11月5日	八王子市北部	6.3	
大正13(1924)年1月15日	丹沢山麓	7.3	関東地震の余震と考えられる
昭和4(1926)年8月3日	羽田沖	6.2	
昭和4(1929)年7月27日	丹沢付近	6.1	
昭和5(1930)年11月26日	伊豆北部	7.0	
昭和6(1931)年6月17日	多摩北部	6.3	
昭和6(1931)年9月16日	神奈川・山梨県境	6.3	
昭和6(1931)年9月21日	埼玉県中部	7.0	西埼玉地震
昭和26(1951)年1月9日	千葉県中部	6.2	
昭和31(1956)年2月14日	東京湾北部	6.0	
昭和31(1956)年9月30日	千葉県中部	6.5	
昭和43(1968)年7月1日	埼玉県中部	6.1	
昭和54(1979)年5月5日	秩父市付近	4.7	
昭和55(1980)年6月29日	伊豆半島中部沿岸	6.7	
昭和55(1980)年9月25日	千葉中部	6.1	
昭和58(1983)年2月27日	茨城南部	6.0	

発生年月日	震 央	マグニ チュード	備 考
昭和58(1983)年8月8日	神奈川・山梨県境	6.0	
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	千葉県東方沖地震
昭和63(1988)年3月18日	東京都東部	6.0	
昭和63(1988)年9月5日	山梨県東部	5.6	
平成6(1994)年12月19日	青梅市	4.4	
平成10(1998)年12月1日	多摩西部	2.6	青梅市の震度2
平成12(2000)年7月15日	新島・神津島近海	6.3	青梅市の震度2
平成12(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	青梅市の震度2
平成17(2005)年7月23日	千葉県北西部	6.0	青梅市の震度3
平成17(2005)年10月19日	茨城県沖	6.3	青梅市の震度2
平成19(2007)年5月6日	多摩西部	2.9	青梅市の震度1
平成19(2007)年6月28日	多摩西部	4.1	青梅市の震度3
平成21(2009)年8月11日	駿河湾	6.5	青梅市の震度3
平成23(2011)年3月11日	三陸沖	9.0	青梅市の震度4 東北地方太平洋沖地震
平成23(2011)年3月11日	茨城県沖	7.6	青梅市の震度3
平成23(2011)年3月15日	静岡県東部	6.4	青梅市の震度3
平成23(2011)年4月7日	宮城県沖	7.2	青梅市の震度3
平成23(2011)年4月11日	福島県浜通り	7.0	青梅市の震度3
平成23(2011)年8月1日	駿河湾	6.2	青梅市の震度3
平成24(2012)年12月7日	三陸沖	7.3	青梅市の震度3

※平成18年までの記録は、一般に被害を生じるマグニチュード6以上のもの、震央が青梅市付近のものとした。

平成19年からの記録は、東京都内を震源とするもの、またはマグニチュード6以上かつ青梅市で震度3以上を記録した地震とした。

2 風水害

本市に被害をもたらした昭和33年台風22号（狩野川台風）以降の主な風水害は、次のとおりである。沖積低地においては冠水および浸水しやすいために水害の発生が多くみられており、山地・丘陵地においては、土砂災害の発生が多い。

■近年の主な風水害

発生年月日	災害要因	主な被害内容
昭和33(1958)年 9月26日～27日	台風22号 (狩野川台風)	床下浸水27棟 崖崩れ3件
昭和34(1959)年 8月14日	台風7号	家屋倒壊1棟 床下浸水2棟 崖崩れ4件
昭和34(1959)年 9月26日～27日	台風15号 (伊勢湾台風)	家屋被害2,594棟 堤防決壊1件 崖崩れ7件
昭和41(1966)年 9月25日	台風26号 (災害救助法 適用災害)	全壊120棟 半壊287棟 破損1,142棟 床上浸水3棟 床下浸水13棟 土砂崩れ9件 山地崩壊15件
昭和49(1974)年 8月31日 ～ 9月 1日	台風16号	家屋流失1棟 損壊4棟 床上浸水7棟 床下浸水122棟 土砂崩れ59件 崖崩れ34件
昭和51(1976)年 9月 9日～13日	台風17号	家屋被害1棟 土砂崩れ1件 崖崩れ1件
昭和52(1977)年 7月22日	集中豪雨	床下浸水27棟 崖崩れ5件 土砂堆積4件
昭和54(1979)年 5月23日	集中豪雨	宅地浸水44件
昭和54(1979)年10月19日	台風20号	家屋被害11棟（うち住家3棟） 床下浸水25棟 崖崩れ20件
平成 2(1990)年 9月19日～20日	台風19号	浸水等1件

発生年月日	災害要因	主な被害内容
平成 2(1990)年 9月30日	台風20号	床下浸水2棟 土砂崩れ4件 土砂流出3件
平成 3(1991)年 7月24日	大雨	床下浸水1棟
平成 3(1991)年 8月20日	台風12号	床下浸水1棟 土砂崩れ3件 土砂流出2件
平成 4(1992)年 7月15日	大雨	床下浸水2棟 土砂流出1件
平成 8(1996)年 9月22日	台風17号	住宅被害1棟 崖崩れ1件 土砂流出1件
平成10(1998)年 7月30日	大雨	床下浸水3棟 土砂崩れ
平成10(1998)年 8月28日～30日	大雨	床下浸水1棟 土砂崩れ3件
平成10(1998)年 9月16日	台風5号	床下浸水3棟 崖崩れ3件
平成11(1999)年 8月14日	大雨	床上浸水1棟 床下浸水8棟、土砂崩れ・崖崩れ29件
平成11(1999)年 8月24日	大雨	床上浸水4棟 床下浸水5棟
平成12(2000)年 7月 7日	台風3号	床下浸水1棟 残土崩落1件 土砂流出2件
平成14(2002)年 7月10日	台風6号	床上浸水1棟 崖崩れ2件、残土崩落2件 土砂流出4件
平成14(2002)年10月 1日	台風21号	床上浸水1棟 崖崩れ2件
平成15(2003)年 8月15日	集中豪雨	建物一部損壊1棟
平成15(2003)年 7月25日	大雨	床下浸水1棟 崖崩れ1件
平成15(2003)年 8月 8日	台風10号	床下浸水1棟 崖崩れ4件 土砂流出1件
平成16(2004)年 9月29日	台風21号	土砂流出1件
平成16(2004)年10月 9日	台風22号	土砂崩れ4件 土砂流出2件
平成16(2004)年10月20日・21日	台風23号	土砂崩れ2件
平成17(2005)年 7月25日～27日	台風7号	土砂崩れ2件
平成17(2005)年 8月25日・26日	台風11号	土砂崩れ2件
平成18(2006)年10月 6日	大雨	土砂崩れ2件
平成19(2007)年 9月 6日～7日	台風9号	床上・床下浸水各1棟、土砂崩れ・土砂流出6件
平成23(2011)年 7月20日	台風6号	土砂崩れ4件
平成23(2011)年 9月21日	台風15号	土砂崩れ・土砂流出5件
平成26(2014)年 2月8日・9日	大雪	道路の通行止め、停電、倒木
平成26(2014)年 2月14・15日	大雪	道路の通行止め、建物損壊
平成26(2014)年 6月5日～10日	大雨	土砂崩れ12件
平成27(2015)年 9月9日	台風18号	土砂崩れ1件
平成28(2016)年 8月22日	台風9号	床上浸水90棟、床下浸水76棟、土砂崩れ、倒木
平成29(2017)年10月22日～23日	台風21号	床上浸水1件、床下浸水3件 土砂崩れ・土砂流出10件
令和元(2019)年10月11日～12日	台風19号 (災害救助法 適用災害)	床上浸水12件、床下浸水16件 土砂崩れ、倒木、溢水、冠水

第4節 市の災害特性

青梅市では、東部の平地から西部にかけて丘陵地・山地と変化し、地質も西部・北部と東部とは大きく異なり、自然的特性も大きく異なる。丘陵地・山地では土砂災害の危険性があり、東部では立川断層による地震が発生した場合に、大きな揺れに伴う被害が発生する恐れもある。

社会的には高齢化や核家族化などが進んでおり、災害時に支援を要する高齢者等も増加している。また、地域によっては人口が増加しているところがある一方、人口減少および高齢化が進む地域など、地域により様々な災害リスクを有している。

そのため、地域防災計画の策定に当たっては、想定外の事態を最小限に防ぐため、これまでの青梅市の地理的条件や災害履歴、また、近年の社会的特性などを踏まえていく必要がある。

■ 青梅市地域特性の概要

北部、西部、南部

- ★主に山地、丘陵地から成り、急傾斜地崩壊や土石流などによる土砂災害警戒区域等が多数ある。
- ★高齢化率が高く、災害時要配慮者対策の強化が必要。
- ★山間集落では土砂災害などにより孤立化するおそれがある。

東部

- ★立川断層帯による地震被害想定では、震度6強から、一部では震度7の強い揺れが生じるおそれがある。
- ★人口が集中している地域のため、大規模災害ではライフラインの損害や火災延焼などにより、大きな混乱が生じるおそれがある。
- ★新町地区など人口が増加している地区では、避難所の規模や備蓄品の適正な配備等が必要。
- ★東部地区においては、転入者が多いため、地域コミュニティの強化が必要。
- ★帰宅困難者が多数発生するおそれがある。



青梅・梅郷・沢井地区

- ★観光スポットが多数あるため、観光客に対する安全確保対策の充実が求められる。

多摩川(友田付近)・霞川

- ★河川の氾濫によって、洪水時には冠水および浸水するおそれがある。

第3章 被害想定

第1節 地震

1 首都直下地震等による東京の被害想定概要

平成23年に発生した東日本大震災では、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であり、震源から遠く離れた都内においても、液状化現象や大量の帰宅困難者の発生といった被害がもたらされた。

こうしたことから、東京都では、平成18年5月に公表した被害想定を見直し、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

(1) 想定地震

新たな被害想定では、東京湾北部地震および多摩直下地震が再検証されるとともに、元禄型関東地震および立川断層帯地震が追加された。

■被害想定の見直しの概要

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	首都直下地震	〔再検証〕都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
多摩直下地震	7.3	首都直下地震	
元禄型関東地震	8.2	海溝型地震	〔追加〕大規模海溝型地震の検証
立川断層帯地震	7.4	活断層で発生する地震	〔追加〕地下の浅い部分で発生する地震の検証

(2) 想定するシーン

時間帯や季節によって、人的被害や火災の発生など、発生する被害の様相も変化するため、被害想定においては、3種類の特徴的な基本シーン（季節・時刻）の設定がなされている。

また、火災などの発生規模は風速によるところが大きく、人的被害や建物被害にも大きな影響が及ぶため、各基本シーンにおいて風速4m/s、風速8m/sの被害想定が行われている。

■想定するシーン(季節・時刻)

基本シーン	想定される被害の特徴
①冬 朝5時	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯。 多くの人々が自宅ですべて就寝中に被災し、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
②冬 昼12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 住宅内滞留者は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
③冬 夕18時	<ul style="list-style-type: none"> 火気器具利用が最も多い時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留。 ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通支障による影響拡大の危険性が高い。

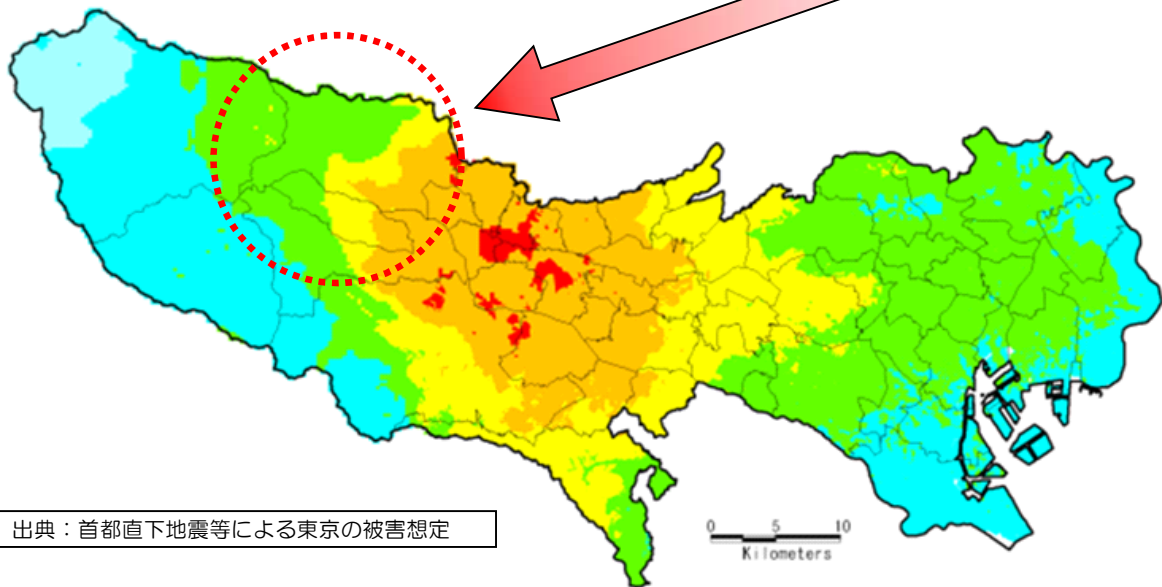
(3) 青梅市において想定される4地震の影響

本市では、4つの想定地震の中で、立川断層帯の地震による揺れが最も大きく、市の南東部では震度6強、一部地域では震度7の強い揺れが生じることが予想されている。続いて、多摩直下地震においては最大震度6強、元禄型地震では最大震度6弱、東京湾北部地震では最大震度5強と予測されている。

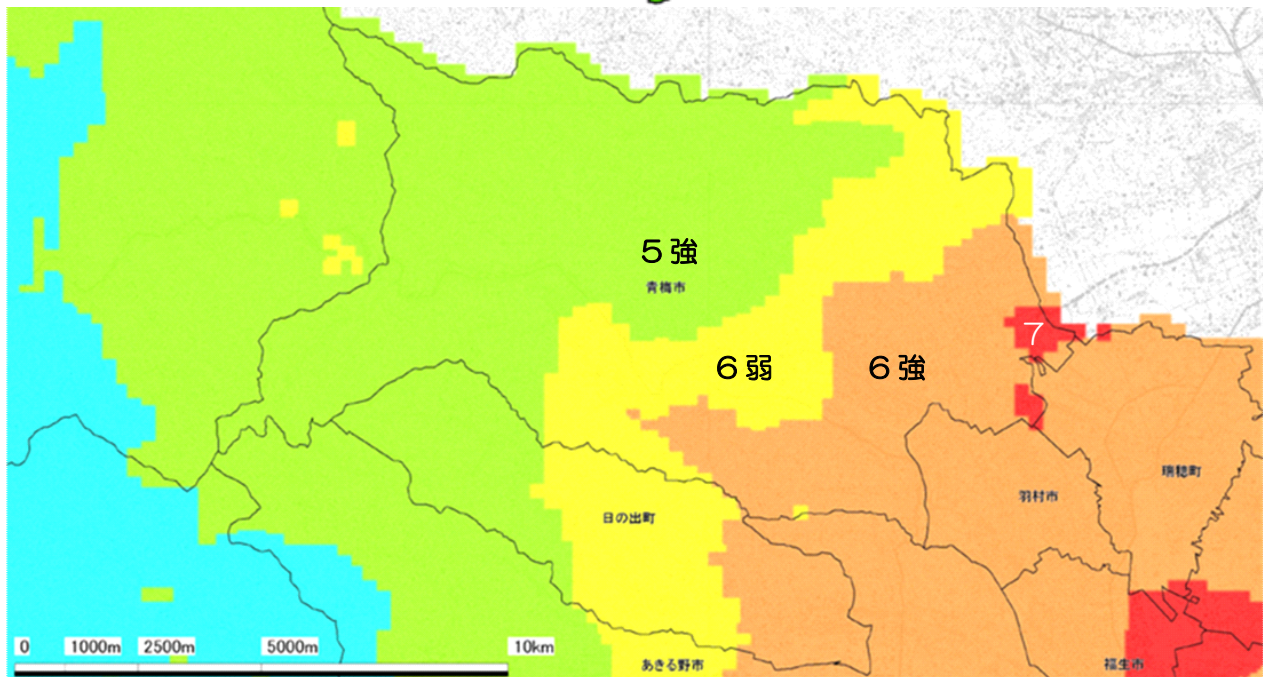
■マグニチュードおよび最大震度の予測

	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
マグニチュード	7.3	7.3	8.2	7.4
本市の最大震度	5強	6強	6弱	7

■立川断層帯地震(破壊開始点が南側の場合)



出典：首都直下地震等による東京の被害想定



青梅市の震度別面積率	(%)				
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱以下
立川断層帯地震(H24)	1.3	23.0	23.2	52.5	0.0
多摩直下地震(H24)	0.0	1.2	31.2	24.7	42.9

2 立川断層帯による地震が発生した場合の被害状況

資料編 1-1-3「被害想定」

本市で最も地震の揺れが大きいと予測される立川断層帯の地震が冬の朝5時、風速8m/sという条件下で発生した場合、負傷者は1千人を超え、死者も100人を超えると考えられ、その他にも、建物の倒壊や急傾斜地崩壊、上下水道を初めとするライフライン施設の被害、帰宅困難者の発生など、さまざまな被害、混乱が生じると考えられる。

しかし、これらの被害想定は、大きな不確定要素が伴う自然現象にかかる仮定にもとづいているために、その信頼度には一定の限界があるので、この結果のみにとらわれることなく、いかなる条件下においても被害を最小限にとどめられるよう、耐震化・不燃化および家具類の転倒・落下防止などの予防対策や、災害状況に応じて機動的に対応できるような応急対策の構築を図ることが重要である。

また、立川断層帯の地震は、国の地震調査研究推進本部では、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に伴い地震発生確率が高くなっている可能性が指摘されており、早急な対策の充実が求められる。

(1) 人的被害

冬・朝5時に地震が発生した場合の被害が最も大きく、その主な原因は揺れによる建物全壊であり、死者104人、負傷者1,148人、そのうち重症者は126人に上ることが予測されており、これまでの被害想定（多摩直下地震：死者14人、負傷者422人）を大きく上回る。

なお、災害時要援護者については、冬・夕方18時、風速8m/sの場合に最大の被害が発生すると考えられ、死者は45人となるものと想定される。

■人的被害 [夜間人口 139,339 人／昼間人口 127,176 人]

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時
死者			104	75	93
原因別	揺れによる建物全壊		81	54	61
	急傾斜地崩壊による建物全壊		14	10	11
	地震火災		9	10	21
	ブロック塀		0	0	0
	落下物		0	0	0
災害時要援護者死者数			41	37	45
負傷者			1,148	889	972
原因別	揺れによる建物全壊		1,109	851	893
	急傾斜地崩壊による建物全壊		17	13	14
	地震火災		14	17	57
	ブロック塀		8	8	8
	落下物		0	0	0
うち、重傷者			141	111	128
原因別	揺れによる建物全壊		126	97	102
	急傾斜地崩壊による建物全壊		9	6	7
	地震火災		4	5	16
	ブロック塀		3	3	3
落下物		0	0	0	

(2) 建物被害

地震火災による焼失棟数は、冬の夕方18時が最も多く、1,012棟となり、焼失率は2.1%と予測され、これまでの被害想定（多摩直下地震：焼失棟数15棟）を大きく上回る。

また、火災以外の建物被害は、全壊 1,527棟、半壊 3,859棟 となり、多摩直下地震の全壊 291棟を大きく上回る。今回の被害想定では、揺れによる被害が多数発生すると考えられている。

■建物被害 [木造 37,782 棟／非木造 7,607 棟]

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時
火災	焼失棟数		354	501	1,012
	焼失率		0.8	1.1	2.1
揺れ等による建物被害	全壊		1,527		
	揺れ		1,359		
	液状化		0		
	急傾斜地崩壊		168		
	半壊		3,859		
	揺れ		3,439		
	液状化		0		
	急傾斜地崩壊		420		

(3) ライフライン

本市では、電気、電話、上下水道等のライフラインの被害が想定されている。阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時に要した復旧時間は、電力で1週間程度、通信で2週間程度、上水道および下水道は1カ月以上である。また、携帯電話の不通も若干想定されている。

ガスについては、本市の被害は予想されていないが、都市ガス設備被害で1～2週間（最大でも1月）程度復旧に時間を要すると考えられている。また、東日本大震災の被災地では、都市ガス施設の被災に加え、LPGのボンベが津波で流され、ガスが噴出し、炎上爆破などを起こしている。また、流通網と供給基地自体が被災による広範囲の機能停止や管路の寸断によって、速やかな復旧には至らないケースが見られた。

■ライフライン被害

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時
ライフライン	停電率		8.9	9.2	10.2
	固定電話不通率		0.9	1.2	2.2
	水道断水率		23.5		
	下水道管きよ被害率		24.1		

(4) 避難者および帰宅困難者

① 避難者

避難者数は夜間人口にもとづき想定しており、冬の夕方18時で22,756人に上り、これまでの被害想定(多摩直下地震:避難者数4,819人)を大きく上回る。

② 帰宅困難者

帰宅困難者は自宅までの距離が遠くなるほど徒歩帰宅が困難になるという考え方によると、滞留者(約11万2千人)のうち30,734人に上り、これまでの被害想定(多摩直下地震:帰宅困難者数17,455人)を大きく上回る。

■ 避難者および帰宅困難者数

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時	
避難者・ 帰宅困難者	避難人口		20,880	21,300	22,756	
	避難生活者数		13,572	13,845	14,791	
	疎開者人口		7,308	7,455	7,965	
	帰宅 困難者	滞留者数		—	112,351	
		帰宅困難者数		—	30,734	
		行き場の無い 帰宅困難者数		—	5,998	

(5) 震災廃棄物

最大の被害が出るのは、冬・夕方18時、風速8m/sで、重量は52万t、体積は58万m³になると想定される。東日本大震災では、災害廃棄物の処理について大きな問題となり、復興計画にも影響を及ぼすものとなっている。

■ 震災廃棄物

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時
廃棄物	震災 廃棄物	重量(万トン)	50	50	52
		体積(万m ³)	55	56	58

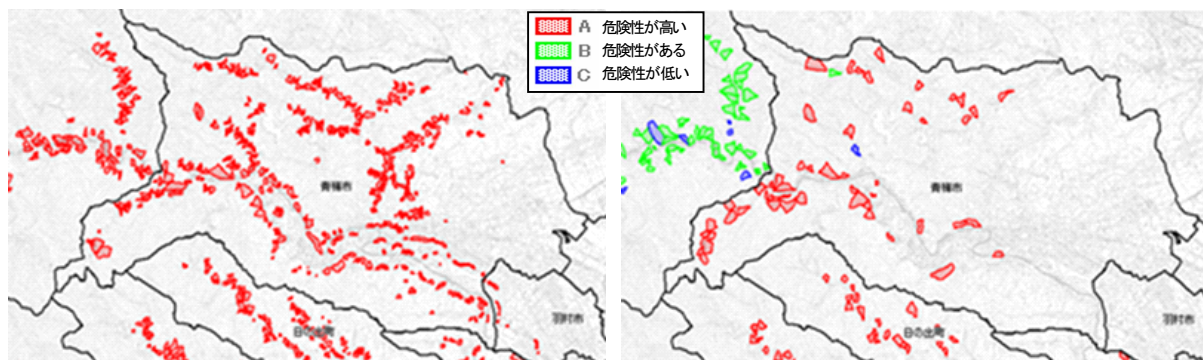
(6) 急傾斜地崩壊危険箇所等

急傾斜地崩壊危険箇所は460箇所と想定されており、東部を除くほぼ全域に分布している。山腹崩壊は51箇所と想定されており、北部、西部に分布しており、特に御岳の山地に多く分布している。

これらの中には、人的被害および建物被害に影響を及ぼすものもある。これまで、地盤災害については、地震で急傾斜地のがけ崩れや落石が発生しやすいことは認識されていたが、近年では、地すべりが発生するケースも多く見られる。

■ 立川断層帯の地震(M7.4) 急傾斜地

山腹崩壊



(7) その他

① 閉じ込めにつながり得るエレベーター

エレベーターに関する被害では、管制運転等による停止を除いた閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止は冬・夕方18時、風速8m/sのケースで12台と予想されている。

② 自力脱出困難者

自力脱出困難者は最大633人となるものと想定される。

■ その他の被害

立川断層帯地震(M7.4)

条件	風速;8m/s	時期および時刻	冬・朝5時	冬・昼12時	冬・夕18時
その他	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		11	11	12
	自力脱出困難者		466	358	633

3 南海トラフ地震による東京の被害想定概要

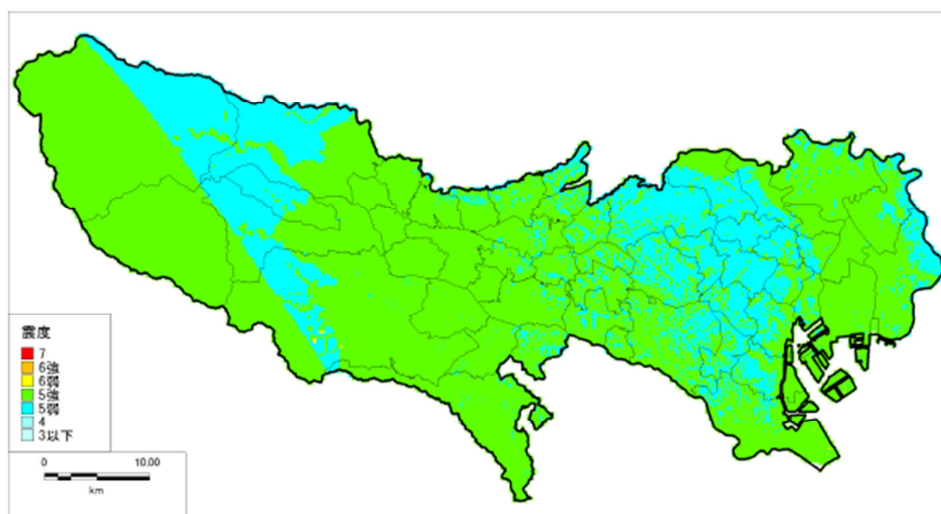
東京都では、発生確率が高いと懸念されている東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした地震による被害想定として、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。

被害想定については、国が示した複数の震源モデルのうちから、都にとって最もゆれが大きくなるモデルを用いて、都内の震度分布を想定している。

(1) 被害想定

島しょ部に最大30mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっている。区部や多摩地域においては、ほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域ごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は、限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定される。本市においては、最大震度5強または5弱と想定されている。

■ 南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース+経験的手法の震度分布図（区部・多摩）



出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について（概要資料）

(2) 南海トラフ地震への対策

本市では、最も大きな被害が想定されている立川断層帯地震の被害想定に対応する計画とされていることから、その対策を推進することが、南海トラフ巨大地震への備えとなる。

第2節 風水害等

1 水害、土砂災害

本市では、水害の発生が予想される気象条件の主なものは、梅雨や局地的な集中豪雨および台風である。6～7月は梅雨、8月は寒冷前線や雷雨、9月は台風や秋雨の時期の低気圧に原因している。

近年は、日本各地で局地的な短時間集中豪雨による被害が多発している。本市では、2019年（令和元年）10月11日から12日にかけて台風第19号の影響による豪雨で土砂災害が発生している。

この時の市内の1日最大降水量は、市役所で437mm、梅郷市民センターで541mm、沢井市民センターで582mm、御岳山で527mm、小曾木市民センターで437mm、今井市民センターで389mmを観測する大雨であった。

山地や丘陵地には、急傾斜地や土石流など、土砂災害の発生のおそれのある場所も多いため、台風・集中豪雨の際には大きな被害が発生すると考えられる。一方、沖積低地では冠水および浸水しやすいために水害の発生のおそれがある。

■降水量の局地の発生回数

	1981～1990	1991～2000	2001～2010	2011～2016
1日の最大降水量が200mm以上の回数(回)	1	1	0	4
1時間当たりの最大降水量が50mm以上の回数(回)	2	4	2	1

気象庁(青梅観測所)

(1) 水害

青梅市災害環境基礎調査（平成10年3月）によると、家屋被害、浸水・冠水等の被害は、大門、新町、今井地区等の市東部地区に多く、長淵、小曾木地区がそれに続いている。

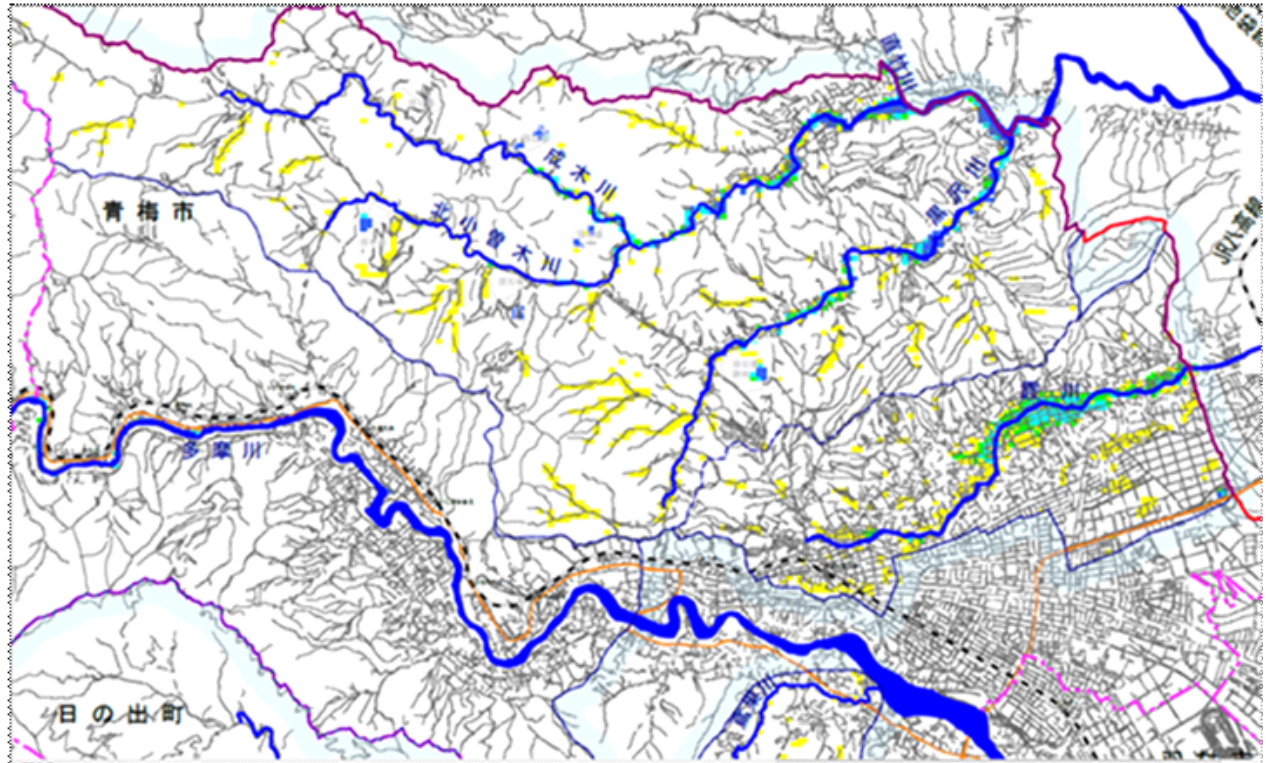
水害発生理由は、以下のように述べられている。

- 東部地区は、住家や田畑が多く、霞川による沖積低地（氾濫原）と洪積台地からなる。
- 氾濫原は、冠水・浸水しやすい。
- 東部地区の洪積台地は、樹木に乏しく、風が遮断されない。
- 洪積台地には窪地があり、浸水しやすい。
- 沖積段丘においても内水氾濫が発生する。
- 黒沢川、小布市川、厚沢川、成木川、北小曾木川等の河川の流域は、外水氾濫の危険性もある。

東京都都市型水害対策連絡会が主体となって作成した霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図（平成20年9月10日作成）においては、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）が「対象とした地域」に降った場合、『霞川流域の大門、今寺、藤橋、今井等の一部の地区では、1.0～2.0mの浸水となるおそれがある。黒沢川流域の富岡、小曾木、成木川流域の成木、でも浸水の注意が必要である。』と予想されている。

また、友田町、大柳町、駒木町、千ヶ瀬町、長淵の多摩川河岸の一部が、国土交通省により多摩川増水時の浸水想定区域に指定されている。

■霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図



資料：東京都都市型水害対策連絡会

(2) 土砂災害

青梅市災害環境基礎調査（平成10年3月）によると、土砂崩れや崖崩れ等の被害は、沢井、小曾木、成木などの山峡地に多い。

土砂災害発生の理由は、以下のように述べられている。

- 住家が河川沿いの沖積段丘に多く、山地や丘陵地が段丘に迫る地勢をしている。
- 丘陵地の人工改変が進行することにより、地下水脈が支障を受け、豪雨時の土砂崩れや、山等からの出水による宅地浸水、河川の氾濫等が起こる。

また、土砂災害防止法により、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる場合に指定される土砂災害（特別）警戒区域が多数あり、平成31年3月末現在で、第9支会（指定対象無し）を除き、以下のとおり指定されている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所数

箇所数	急傾斜(ガケ)		土石流		地滑り		合計	
	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域
	1,062	1,034	400	354	3	0	1,465	1,388

資料：東京都建設局

2 火災

本市は、行政区域の大部分を山や丘陵の森林が占めており、豊かな自然に恵まれているが、その一方で山火事が発生する危険性もある。

火災の発生と拡大には、気温、湿度、風速等の気象条件が大きく影響するので、低温で火気使用率が高く、湿度が低い冬季から春季に多数発生する。その出火原因の多くは、人間の過失または故意によるものであり、火気の取扱いには十分な注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

第3節 東海地震

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を『地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）』として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化および防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

本市は、東海地震が発生した場合の強化地域には指定されていないが、東海地震の発生により様々な社会的混乱が発生することが予想されている。東京都では、都内全域を対象として、都、区市町村および防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定めており、本市においても、東海地震を初めとする大規模地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定める。

第4節 大規模事故災害

社会経済の発展や国際化、様々な分野での技術革新が進み、我々の日常生活の利便性が向上する一方で、新たなリスクも顕在化している。

本市においても、航空機事故や鉄道事故、大規模自動車事故などの災害リスクが考えられるため、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、市に関わる大規模事故災害計画を定める。

第5節 放射性物質対策

1 放射性物質対策の背景

放射性物質を扱う施設（病院、工場）はあるが、市内はもとより都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針にもとづく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれていない。

しかし、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害）を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、本市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となった。

福島第一原子力発電所以外でも、福島第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所および浜岡原子力発電所などにおいて、このような事態が発生した場合には、本市においても対応が求められることから、原子力災害対策について計画を定める。

2 放射性物質拡散の影響

福島第一原子力発電所の事故の際には、東京都でも放射性物質が降雨とともに河川に流入し、浄水場からの水道水に放射性物質が検出され、水道水の供給に影響を及ぼした

市においても、適切な対応を図るため、青梅市放射性物質対応指針を策定し、空間放射線量の測定を行っているが、除染作業の必要な数値（放射性物質汚染対処特措法にもとづく基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以上）は検出されていない。

他地域においては、農作物や漁獲類等の出荷停止、風評被害など、食糧の生産活動に影響を及ぼしている。

第6節 火山災害

1 火山災害対策の背景

市内および本市近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火山災害を引き起こすような火山はないが、富士山が宝永噴火と同等の大規模な噴火を起こした場合、火山灰等の影響を受ける可能性が指摘されている。

「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」では、本市で2～10cm程度の降灰堆積深が予想されている。

2 降灰による被害

降灰は大量に吸い込むと呼吸器系疾患などの健康被害を引き起こすおそれがある。

また、厚さ10cm程度以上の降灰があった地域では、降灰後の降雨により土石流が発生するおそれがある。

その他の被害としては、停電、交通マヒ、農作物の被害、商工業・観光業への影響等が挙げられる。

第7節 他地域災害発生時の支援活動計画

東京都が平成24年度に示した被害想定では、首都圏直下地震や元禄型地震が発生した場合には、その被害は大規模となり、多くの人々が避難生活を強いられることが予想されており、特に23区内では甚大な被害が発生することが予想されている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、原子力発電所事故により、地元での避難生活を送ることができない状態となり、全国の自治体で避難者を受け入れることとなった。こうしたことから、本市においては、他地域災害発生時の支援活動計画について、本計画において定めるものとする。

第4章 青梅市地域防災計画の方向性

第1節 計画の基本理念

1 第6次青梅市総合長期計画の考え方

平成25年度を初年度とする「第6次青梅市総合長期計画基本構想・基本計画」では、本市を取り巻く社会環境、経済動向、地域ニーズの変化に対応し、厳しい時代を乗り越えていくために、以下の3つの基本理念のもと、10年後を見通した将来像と、本市が進むべき方向性が示された。

■総合長期計画の基本理念

- (1) 豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち
- (2) 人と人の心のふれあいがあるまち
- (3) 安全で安心して暮らせるまち

このうちの「(3) 安全で安心して暮らせるまち」においては、「大震災を契機とする新たな課題に対応し、あらゆる世代が支え合い、健やかで安全に暮らせる」ことを目標としている。

そしてこの目標を達成するため、「防災、防犯、医療、福祉など多様な分野において、市民の安全・安心のレベルアップが図られたくらしの実現を目指します。」とされ、防災・消防の基本方針および基本施策は以下のとおりとなっている。

■防災・消防における基本方針および基本施策

【基本方針】

「東日本大震災など大規模な自然災害を教訓に、地震や土砂災害を初め、あらゆる災害から市民の生命、身体および財産を守るため、「青梅市地域防災計画」の抜本的な見直しを行います。

市民が安全な生活を送れるよう、防災体制・消防体制の強化、救急・救助体制の充実を図ります。

また、市民や企業等に対して自助・共助・公助の役割認識の浸透や防災意識の向上、耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。」とされ、これらを実現するため、以下の5つの基本施策が示された。

【基本施策】

- (1) 危機管理体制の整備
- (2) 災害応急対策の充実
- (3) 消防体制の充実
- (4) 市民の防災意識高揚に向けた取組の強化
- (5) 災害に強いまちづくり

2 災害に応じた計画設計

(1) 震災

本市において、最も大きな被害が想定されている立川断層帯地震の被害想定に対応するものとし、これらの被害を最小限とするため、減災目標を定め、減災の観点からの予防措置を図り、応急対応を迅速かつ適切に実施できるよう計画する。

(2) 風水害

土砂災害、河川氾濫、倒木被害など、青梅市の災害特性に合わせ、避難基準の明確化、避難所の設定、適切な避難行動の実現などを図り、応急対応を迅速かつ適切に実施できるよう計画する。

(3) その他の災害等

東海地震警戒宣言、大規模事故発生、放射性物質拡散、火山噴火灰、他地域での大災害発生時といったそれぞれの災害等の種類に対応した計画を設計することで、迅速かつ適切な対応を図り、被害を最小限にするよう計画する。

3 青梅市地域防災計画の基本理念

第6次青梅市総合長期計画で掲げた本市が進むべき方向性の一つである「安全で安心して暮らせるまち」の達成のため、青梅市地域防災計画平成25年度修正の理念として、次の3つを柱とする。

1 災害に強い体制づくり

防災・危機管理・消防体制の整備と災害応急対応の充実

「東京都地域防災計画」および「青梅市業務継続計画」との連動を十分に考慮し、市、防災関係機関および市民が一体となった総合的な防災・危機管理・消防体制を確立し、あらゆる災害、新たな危機に対し、適切な対応を図る。また、新たな被害想定に対応した避難所、備蓄倉庫、備蓄品等の見直しを行う。

2 災害に強い人づくり

自助・共助の強化による地域防災体制の充実

自主防災組織の強化、災害時要配慮者支援体制の充実、市民の防災意識の高揚、実践的な総合防災訓練の実施などにより、自助・共助の精神にもとづいた地域における防災体制の確立を図る。また、ハザードマップの活用、耐震改修の促進、家具類の転倒・落下・移動防止措置や避難時持ち出し用品の準備など、市民の基本的責務としての減災行動を奨励する。

3 災害に強いまちづくり

減災を目指した都市整備の推進

市公共施設や電気、水道、下水道、道路などのライフラインの耐震化および老朽化への対応を計画的に進め減災を図るとともに、災害発生時の迅速な応急対応、復旧体制などについて関係機関との調整を図る。

第2節 減災目標

都は、都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村、都民および事業者と協力して対策を推進し、10年以内に達成するものとしている。

本市においても、最も被害が甚大であると想定される立川断層帯地震の被害想定にもとづき減災目標を定め、減災目標の達成に向けて各種取組みを推進していくものとする。

減災目標 1

死者、避難者、建築物の被害を半減させる

目標	想定被害	減災のポイント
①死者・負傷者を半減させる (午前5時発災の想定) 死者104人 負傷者1,148人		
建物倒壊(揺れ)	死者 81人 負傷者 1,117人	耐震化の促進、救助・医療体制の強化、家具転倒等防止措置の推進
建物倒壊(急傾斜地崩壊)	死者 14人 負傷者 17人	危険法面の安全化、救助・医療体制の強化
火災延焼 ※午後6時の数値	死者 21人 負傷者 57人	消防水利の整備、不燃化の促進、初期消火の徹底、避難時安全性の向上
②避難者を半減させる		
家屋損壊・損失	避難者 22,756人 (避難所生活者数 14,791人)	耐震化の促進、延焼拡大の防止
ライフライン停止		設備の耐震性向上、家庭内備蓄の奨励
③建築物の全壊・焼失棟数を半減させる 全壊・焼失最大値合計2,509棟		
建物倒壊	全壊 1,527棟	耐震化の促進
火災延焼 ※倒壊建物を含まない数値	焼失 982棟	不燃化の促進、延焼拡大の防止

目標達成に向けた対策(主な取組)

① 建築物の耐震化、安全対策

- 「青梅市耐震改修促進計画」の推進
 - 一般住宅 2014年度 78.3% → 2020年度 95%(目標)
 - 市営住宅 2014年度 57.7% → 2020年度 95%(目標)
- 「青梅市住宅マスタープラン」にもとづく住宅施策・住環境整備の推進
- 「青梅市営住宅長寿命化計画」にもとづく計画的な整備・改修
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

② 安全な生活環境整備の推進

- 青梅市都市計画マスタープランの推進
- 土砂災害防止施設の整備、河川の危険箇所の改修促進
- 森林整備事業の推進
- 地籍調査事業の推進
- 幹線道路の整備促進、市道の整備および維持管理
- 電線類地中化の推進
- 避難場所に指定された公園の防災機能の向上
- 孤立集落対策の充実

③ 自助・共助による地域の防災力の向上

- 女性や自主防災組織等の防災会議への参加促進
- 自主防災組織の活動能力の向上
- 防災知識の普及・啓発活動を通じた市民自らの減災行動の奨励
- 防災リーダーの育成
- 東京防災隣組事業の促進
- 事業所の自主防災体制の充実
- 「地区防災計画」の策定
- ボランティア活動のための支援体制の構築
- 防災訓練の充実、市民の参加促進
- 消防団活性化対策の推進、消防設備や消防水利の計画的な整備
- 避難行動要支援者の安全対策の強化

④ 人命救助の体制強化

- 市立病院、医師会、歯科医師会等と医療機関の連携強化
- 市災害医療コーディネーター機能の確立
- 救護活動の拠点整備（災害拠点連携病院）
- 消防機関等と医療機関の連携強化
- 災害対策用医療品・医薬品の配備供給体制を構築
- 病院および薬局等のBCP策定の促進
- 都・協定締結団体等との連携による水や非常用発電に必要な燃料の確保

減災目標2

防災機関の機能を維持し被害を最小限にするとともに、帰宅困難者安全確保を図る

目標と減災のポイント

① 防災中枢機関の機能を維持する

公共施設の耐震化、無線等情報通信設備の整備、防災関係機関との連携体制強化

② 帰宅困難者の安全を確保する 帰宅困難者30,734人(うち行き場の無い者5,992人)

観光客・買物客	一時滞在施設の確保、災害情報提供、食料等の提供
市内勤務従業員	東京都帰宅困難者対策条例にもとづく帰宅抑制措置
市内小中学生	市外勤務保護者のための児童生徒の学校預かり

目標達成に向けた対策(主な取組)

① 災害時の初動対応・中枢機能の強化

- 本庁舎および市民センター等の地区防災拠点機能の充実
- 青梅市業務継続計画との連携
- 各種マニュアルの整備
- 公的施設における青梅市防災基準の明確化

② 情報収集・伝達体制の整備

- 防災行政無線を初めとする通信機器の整備
- 多様な情報通信手段の確保、連絡通報体制の多ルート化

③ 関係機関との連携体制の強化

- 災害時応援協定を締結している機関等との災害時における業務体制の整備
- 他区市町村への災害応援活動体制の整備

④ 帰宅困難者の安全確保

- 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策の周知徹底
- 事業所、学校における3日分の備蓄確保の取組み推進と従業員等への周知
- 観光客等の来訪者に対する一時滞在施設の確保
- 災害情報や交通情報等、来訪者に対する情報提供体制の整備
- 帰宅困難者の誘導體制の整備
- 徒歩帰宅が困難な災害時要配慮者のための代替輸送手段を確保

減災目標 3

被災者の生活を支援するとともに生活再建、社会機能復旧の早期実現を図る

目標と減災のポイント

① 被災者の生活を支援する	避難所の整備、食料・生活物資等備蓄品の供給、被災者の多様性への配慮
② 災害時要配慮者の安全を確保する	自主防災組織・民生児童委員・地域住民の連携による避難支援体制
③ 早期に被災者の生活再建を図る	罹災証明の速やかな発行、応急住宅の供給、義援金の配布
④ ライフラインを早期に復旧する	電力、通信、水道、下水道、ガスの耐震性向上と被災後の早期復旧

目標達成に向けた対策(主な取組)

① 被災者の当面の生活支援および生活再建の早期化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の環境整備 ・ 時間経過に応じた必要物資の確保、供給体制の確立 ・ 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインの作成 ・ 罹災証明に係るシステム導入による、罹災証明の速やかな発行体制の構築 ・ 義援金を迅速に配分できる体制の構築 ・ 応急的な住宅を供給するための住宅供給体制の確立
② 災害時要配慮者の安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要配慮者の避難支援体制の強化 ・ 二次避難所（福祉避難所）の環境整備および運営体制の確立
③ 被災者の多様性への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の視点に基づいた避難所運営 ・ 食料、生活必需品等、被災者の多様性を踏まえた供給体制の確立 ・ 被災者の健康保持 ・ 相談体制の確立
④ ライフラインの早期復旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン事業者による施設整備および応急体制の整備促進 ・ 下水道管や汚水中継ポンプ場の耐震化
⑤ 迅速かつ円滑な復興体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興本部の設置体制の整備 ・ 住民が主体的に参加する復旧・復興計画策定体制の整備

第3節 各種施策の概要

この計画の基本理念である「災害に強い体制づくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いまちづくり」にもとづき、減災目標の達成に向け、各種施策の方向を以下のとおり示す。

1 基本的責務と役割

市長、市民、事業所の基本的責務を明確にするとともに、市および防災関係機関の業務大綱を示すことで、それぞれの役割と責任を果たしながら協力しあい、減災目標の達成を図るものとする。

2 市民と地域の防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災を通じて、自助・共助の重要性が明らかになっているため、本市においても、防災教育の推進、自主防災組織の育成強化、消防団の活動体制の充実、災害ボランティアの育成などに努め、市民と地域の防災力の向上を図る。

3 安全なまちづくりの実現

災害による被災を最小限にとどめ、一人でも多くの貴重な生命および財産を守るため、建築物の耐震化や災害に強いまちづくりの推進、治山・治水対策、土砂災害対策、孤立化対策など、都市構造そのものの防災性を高めていく。

4 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

人命救助や消火活動、物資輸送など、各種応急活動において重要な役割を担う輸送路の確保のため、道路、橋梁、鉄道等の交通ネットワーク体制の整備や各施設の安全対策を推進する。

また、市民生活、経済活動の復旧を図る上で欠かせない社会機能に大きな影響を及ぼすライフライン施設・設備の耐震化、応急復旧体制の整備を図る。

5 災害活動体制の充実

資料編 2-5-4 「災害時応援協定」

初動態勢の重要性を踏まえ、迅速な指揮命令系統を立ち上げ、職員の参集・配備により、迅速な初動対応が行える体制の整備を図る。また、市のみでは対応が困難な場合に備え、都、自衛隊、他区市町村等への応援要請手続きの迅速化、円滑な受入体制の整備を図る。

6 災害情報収集伝達体制の確保

固定電話や携帯電話の不通、停電などの事態においても、災害情報が迅速かつ的確に収集・伝達・処理されるよう、防災機関等の相互の通信、市民への情報提供、市民相互の情報伝達についての体制整備を図る。

7 医療救護対策

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。そのため、医療救護班、救護拠点の整備、資器材等の確保により、災害発生直後からの迅速な医療救護サービス体制の確立を図る。

8 帰宅困難者対策

東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、都内では駅周辺や大規模集客施設などにおいて大きな混乱が発生したことを踏まえ、帰宅困難者の一斉帰宅の抑止に向け啓発活動や帰宅困難者の安全帰宅を支援する体制を整備する。

9 避難者対策

新たな被害想定では、避難者数が大幅に拡大していることを踏まえ、避難所・避難場所の確保および安全化対策の推進、市民への周知徹底を図るとともに、避難所の迅速な開設、運営体制の整備に取り組む。

また、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営および対象者の行動に違いがあることを踏まえた対策の充実を図る。

10 備蓄・供給・輸送対策

新たな被害想定では多くの被災者が発生することが予想されているため、食糧・水・生活必需品等の物資の確保を図る。また、確保に当たっては、被災者の多様性を踏まえる。さらに、物資の調達や搬送が迅速かつ円滑に行われるよう協定の締結先機関等と業務の実施体制について具体化を図る。

11 生活再建対策

住民生活の早期再建に向け、罹災証明の発行、住宅の確保、トイレ機能の確保および災害廃棄物処理体制の構築に取り組み、地域社会の混乱の防止、軽減を図る。

第4節 計画の全体像

第1部 総則

「安全で安心して暮らせるまち」の実現

基本理念

- ①災害に強い体制づくり
- ②災害に強い人づくり
- ③災害に強いまちづくり

立川断層帯地震の被害想定に対する減災目標

- 1 死者、避難者、建築物の被害を半減させる
- 2 防災機関の機能を維持し被害を最小限にするとともに、帰宅困難者安全確保を図る
- 3 被災者の生活を支援するとともに生活再建、社会機能復旧の早期実現を図る

第2部 震災編

災害前の行動 【予防対策】

災害発生直後の行動 【応急対策】

災害後の行動 【復旧対策】

第1章 基本的責務と役割

- 1 基本的責務
- 2 市および防災関係機関の業務の大綱
- 3 市防災組織

第2章 市民と地域の防災力の向上

- 1 自助による市民の防災力の向上
- 2 地域による共助の推進
- 3 消防団の活動体制の充実
- 4 事業所による自助・共助の強化
- 5 ボランティアとの連携
- 6 市民・行政・事業所等の連携

- 1 自助による応急対策の実施
- 2 地域による応急対策の実施
- 3 消防団による応急対策の実施
- 4 事業所による応急対策の実施
- 5 ボランティアとの連携による対策

第3章 安全なまちづくりの実現

- 1 安全に暮らせるまちづくり
- 2 建築物の耐震化および安全対策の促進
- 3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備
- 4 出火、延焼等の防止

- 1 消火・救助・救急活動（5章参照）
- 2 建築物・土木施設等の応急対策による二次災害防止策
- 3 危険物等の応急対策

- 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

- 1 交通関連施設の安全確保
- 2 ライフライン施設の安全化
- 3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備

- 1 交通ネットワーク機能の確保
- 2 ライフライン施設の応急対策
- 3 非常用エネルギーの確保

- 1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上
- 2 ライフライン機能の早期復旧

第5章 災害活動体制の充実

- 1 初動対応体制の整備
- 2 広域連携体制の確立
- 3 応急活動拠点の整備

- 1 市の初動対応体制
- 2 消火・救助・救急活動
- 3 応援協力・派遣要請
- 4 応援の受け入れ体制の確立

第6章 災害情報収集伝達体制の整備

- 1 情報通信連絡体制の整備
- 2 市民等への情報提供体制の整備
- 3 市民相互の情報連絡等の環境整備

- 1 情報通信連絡体制(一報)
- 2 情報通信連絡体制(被害状況等)
- 3 広報体制
- 4 広聴体制
- 5 住民相互の情報連絡等



第3部 風水害編

震災編の施策体系を準用し、風水害特有の予防、応急、復旧対策を記載する

第4部 災害復興計画編

第1章 災害復興の考え方

- 1 復興の基本的考え方
- 2 東京都震災復興マニュアル

第2章 復興体制

- | | |
|---------------|---------|
| 1 復興体制の確立 | 4 生活復興 |
| 2 災害復興基本方針の策定 | 5 都市の復興 |
| 3 復興総合計画の策定 | |

第5部 大規模災害・事故等対応計画編

第1章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第4章 火山噴火灰応急対応計画

第2章 大規模事故等の応急対応計画

第5章 他地域災害発生時の支援活動計画

第3章 放射性物質対策応急対応計画

第5節 時間軸による施策展開の概要

第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

～危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク～

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

～救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン～

生存者を救出できる確率は時間の経過とともに低下するが、72時間を過ぎると著しく低下する。そのため、発災直後の消火活動に続いて、救出救助活動と医療救護活動は全力をあげて72時間以内に集中する必要がある。

体を休める場所が無くなった被災者の寝場所と食事も遅くても発災後の翌日までには確保する必要があるため、被災者の体力の消耗と救援活動との時間の競争になる。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制も、迅速な救出救助活動に不可欠であり、帰宅困難者に対しても食料や水等の供給が円滑に行われなければならない。

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

このような、一連の活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

～生活再建、帰宅支援～

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や住宅の確保、入居を実現していかなければならない。

平常

①安全なまちづくりの推進(災害に強い体制・人・まち)[2章・3章・5章]

①発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

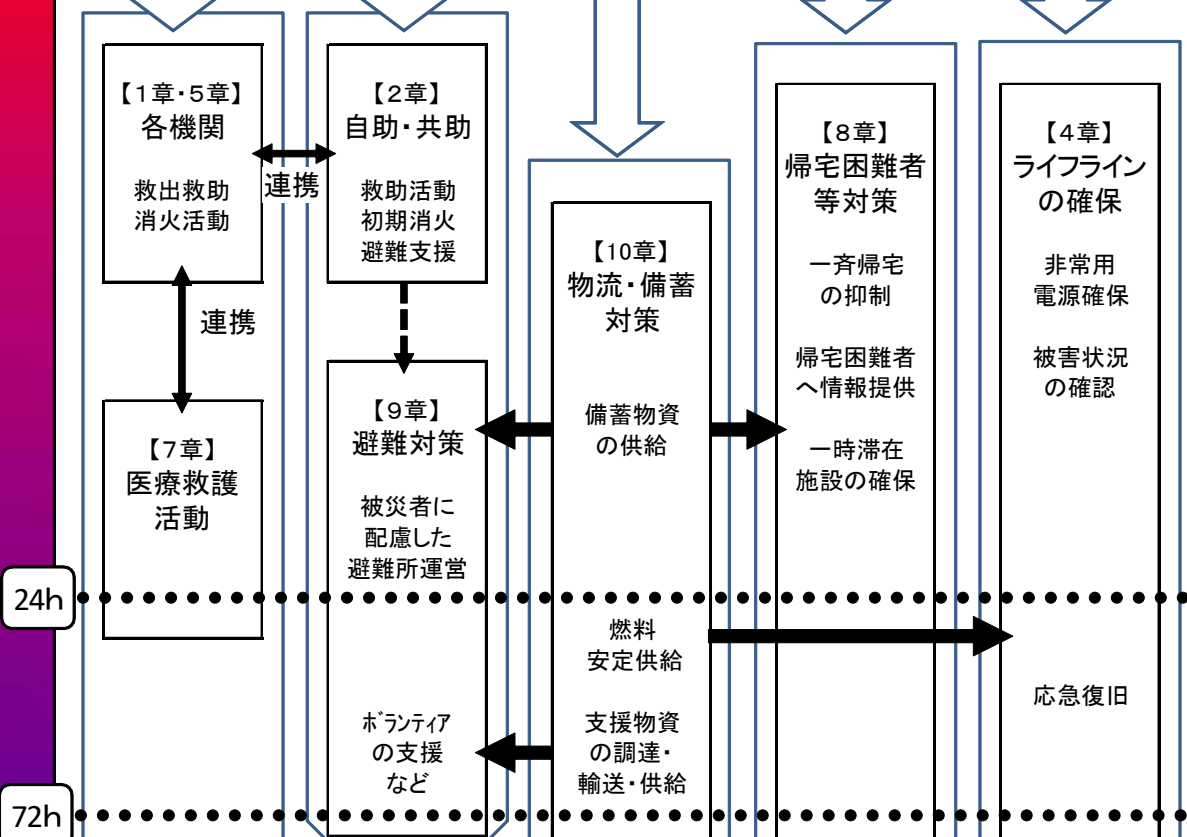
【5章】危機管理体制の構築(初動態勢、関係機関との連携等)

【6章】情報通信の確保(防災行政無線、電話、インターネット等)

【4章】道路ネットワークの確保(交通情報の共有、道路啓開)

発災直後

②発災直後から72時間以内において特に重要な活動



③発災後、4日目以降に重点的に行う活動

【11章】生活再建

罹災証明 義援金 応急仮設住宅等

帰宅支援

「章」は、計画の第2部震災編および第3部風水害編において、該当する各章を示している。

